

【事案Ⅲ－3】自然災害共済金請求

・2023年3月28日 和解解決

<事案の概要>

申立人は、強風による屋根の損壊および室内天井板2か所の破損について、風水災等共済金を請求したところ、被申立人から、経年劣化を理由に少額の査定額の提示を受けたことを不服として、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は2021年5月から2022年2月までの5度の強風（気象庁データ：最大瞬間風速2021年8月9日16.8m/s）による屋根の損壊および室内天井板2か所の破損について、風水災等共済金として866,400円を申立人に支払え。

また、全額支払えない場合、経年劣化とする2か所のうち、下流側1か所分の風水災等共済金433,200円を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1) 契約後の2021年5月1日発生の最大瞬間風速16.5m/sほかの風、その後の風水により申立人の自宅家屋の屋根の一部が損壊した。被申立人指定の屋根業者に修繕費用を見積もってもらったところ、866,400円と提示された。

(2) 被申立人に共済金請求したところ、本件家屋屋根は申立人が以前に修理した個所が見られ、屋根の損壊は経年劣化が進んでいたところに、被害が拡大したものであるとの判断により、少額の共済金しか支払わないと決定された。

(3) 以下の理由から、経年劣化を理由とした被申立人の決定には不服である。

① 谷桶の鋼板接合部分は2か所あるが、この部分に水溜りが残り、つなぎ目から雨水が浸みた可能性が高いと思われると認定している。

② 鋼板接合部分2か所のうち、上流コーキングは古くなり硬化が見られた。下流コーキングは新しく補修した形跡があると認定している。

③ 上記①と②から、この2か所から浸みたことは認定している。

④ 冠瓦のズレ、平瓦や軒のし瓦破損は強風による損害可能性を認定している。

⑤ 鋼板接合部分2か所から雨水が浸みた可能性は認定しているのに、その結果としての因果関係の被害を認定していないのは納得できない。

⑥ 上記④の瓦被害で減額ながら認定は行っているのに、天井被害を認定しないのは、瓦被害で雨水が浸みたのが原因であることから不自然である。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 本件対象建物は昭和3年の建築で、元来が草葺もしくは茅葺であったと推認でき、既に90年が経過しており、建物全体もしくは部材が経年劣化していることは多言を要しない。共済金額が500万円と低額であるのは、経年劣化と「管理はされているがほぼ空家に近い」ということを勘案すれば妥当である。
- (2) 申立人が支払請求書に記載している「罹災日は2022年2月某日午後11時～12時」、「罹災状況は、強風で瓦が割れトタンも破損した」という内容であるが、この時間帯に申立人は本件建物内に現存していなかったから、推察での申告でしかない。
- (3) 平瓦について、その位置は、北棟上かつ谷樋に近接した低い箇所・位置であり強風がここにあって1枚だけが割れたと認定することは無理がある。また、調査時にはコーキング材料で修復済みであり、罹災日に破損したという認定は出来ない。
- (4) のし瓦について、北棟の「のし瓦」1枚に割れがあったことが確認できたが、強風がこの個所にあたって1枚だけが割れたと認定することは無理がある。強風が原因で、北棟全体が揺れて割れたということであれば、複数個所が割れているはずであり、また、他の平瓦もズレたり落下しているはずであるがそういう事実はない。
- (5) 申立人が、トタンが破損したと主張しているのは、谷樋のコーキングした部位の破損であり、トタン製の板を3枚接合して作成している谷樋の接合部位である。トタンがめくれるとか、ちぎれるような損傷は発生しておらず、また谷樋という周囲よりも比較的低い箇所にあるものが、強風の影響で損傷したと認定することは合理的でなく失当と言うべきである。
- (6) 雨漏りは、谷樋の経年劣化による損傷により雨水が天井に及んで発生したものと認定できる。おおもとの原因、即ち谷樋が経年劣化で損傷しており、共済事故として支払えないのであるから、この経年劣化と因果関係がある雨水の建物内部への漏入で天井が破損しても、これに対して共済金は支払えない。
- (7) 以上のとおり、申立人の今回の共済金請求に対しては、本来はまったく認めることはできないというのが結論である。しかし、被申立人としては、一度、申立人に対して提示した経緯がある145,350円の金額を支払えとの裁定であれば支払うが、それ以上の金額は支払う考えはまったく無い。

<裁定の概要>

当審議会は、申立人および被申立人の主張内容、提出証拠の精査・検討に加え、中立的な第三者である専門機関に、申立人、被申立人ら双方から提出された書面および写真を含む証拠資料を提供し意見を求めた。

その結果、申出人が主張する共済物件の損傷は、強風に起因する物的損害は生じておらず、2次的に生じた内装の濡損を含めて支払対象外が妥当と判断された。

当審議会は、この判断を是とするものの、早期かつ円満な解決を図る観点から、被申立人が容認している共済金を支払う内容で和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し、和解解決となった。